

## 加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が**故意**または**重大な過失**により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。

- ① 最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)
- ② 以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続について労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合



事業主が**故意**に手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

(2) (1)以外で、労働保険の適用事業となってから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合



事業主が**重大な過失**により手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

※なお、労災保険の加入後においても、

◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に労働災害が発生した場合、  
労災保険給付額の最大40%

◇事業主が故意または重過失により生じさせた事故が原因で労働災害が発生した場合、  
労災保険給付額の30%  
が事業主から徴収されます。

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)で行っております。

まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

労働基準監督署又は公共職業安定所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署→<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所→<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◎ 各種の届出等の事務処理については、労働保険事務組合や社会保険労務士に依頼することもできます。